

Zenken通信 (vol. 67)

▽ 今回のお届け情報

Title: 静岡市「調査基準価格等を新公契連モデルへ」

Outline

添付資料P1~4

○静岡市は、厳しい地域経済や経営環境、また、他の自治体の状況も考慮し、調査基準価格、最低制限価格等について、新公契連モデルにあわせて改正した。

[見直し内容]

1. 最低制限価格及び調査基準価格の引上げ

(1) 設定範囲 $2/3 \sim 8.5/10 \Rightarrow 7/10 \sim 9/10$

(2) 算定式

・ 直接工事費	$\times 1.00$	$\Rightarrow$	$\underline{\times 0.95}$
・ 共通仮設費	$\times 1.00$	$\Rightarrow$	$\underline{\times 0.90}$
・ 現場管理費	$\times 0.20$	$\Rightarrow$	$\underline{\times 0.70}$
・ 一般管理費		$\Rightarrow$	$\underline{\times 0.30}$

※予定価格1.5億円以上及び総合評価方式は、低入札価格調査制度
予定価格1.5億円未満は、最低制限価格制度（総合評価方式除く）

2. 低入札価格調査制度における失格判断基準価格の算定基準の引上げ

・ 直接工事費	$\times 0.70$	$\Rightarrow$	$\underline{\times 0.75}$
・ 共通仮設費	$\times 0.70$	$\Rightarrow$	変更なし
・ 現場管理費	$\times 0.20$	$\Rightarrow$	$\underline{\times 0.70}$
・ 一般管理費		$\Rightarrow$	$\underline{\times 0.30}$

《静岡県建設業協会提供》

担 当 : 事業企画課 林

静岡市 低入札調査制度を改正

静岡市は、工事入札で約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルに実施している低入札価格調査制度の調査基準価格と失格判断基準価格の算定方式を中央公共工事契

約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルに統一し、1日から運用開始した。

調査基準価格（最低制

限価格）の算定方式は、4月に改正された中央公契連モデルに準じ、直接工事費の95%、共通仮設

費の90%、現場管理費の70%、一般管理費の30%の合計に變更。上限を予定価格の85%から90%に、下限を3分の2から70%にそれぞれ引き上げる。

失格判断基準価格は直接工事費の75%、共通仮設費の70%、現場管理費の70%、一般管理費の30%の合計に改めた。

市では土木、建築、機械設備、電気設備など全工種を対象に、予定価格1億5000万円以上の競争入札と総合評価方式の全案件で低入札価格調査制度、1億5000万円未満で最低制限価格制

度を適用している。

調査基準価格及び最低制限価格の算定に係る 基準等の改正について

平成 21 年 12 月
静 岡 市

改正趣旨

平成 21 年 4 月 3 日付けで、低入札価格制度における調査基準価格の算出根拠を示した「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（以下「公契連モデル」という。）が改正されました。

本市においても、厳しい地域経済や他自治体の状況を考慮し、調査基準価格及び最低制限価格の算定について改正後の公契連モデルを採用し、また、調査基準価格制度における失格判断基準価格の改正を併せて行うこととしましたのでお知らせします。

入札に参加する皆様方におきましては、これらの趣旨を御理解いただき、適正な価格帯での入札参加をお願いします。

なお、実施日、改正内容等は、下記のとおりです。

記

1 実施日

平成 21 年 12 月 1 日

※ 平成 21 年 12 月 1 日以降の公告又は指名通知により発注したものから適用する。

2 対象工事

(1) 低入札価格調査制度

・ 予定価格が 1 億 5000 万円以上の競争入札及び全ての総合評価競争入札

(2) 最低制限価格制度

・ 予定価格が 1 億 5000 万円未満の競争入札（総合評価競争入札を除く。）

3 改正内容

改正項目	改正前	改正後
調査基準価格（最低制限価格）の設定範囲	予定価格の 2/3～8.5/10	予定価格の 7/10～9/10
調査基準価格（最低制限価格）の算定基準	①直接工事費 100% ②共通仮設費 100% ③現場管理費 20% ①～③の合計額	①直接工事費 95% ②共通仮設費 90% ③現場管理費 70% ④一般管理費等 30% ①～④の合計額
失格判断基準価格の算定基準	①直接工事費 75% ②共通仮設費 70% ③現場管理費 20% ①～③の合計額	①直接工事費 75% ②共通仮設費 70% ③現場管理費 70% ④一般管理費等 30% ①～④の合計額

4 調査基準価格等の算出上の費目分類

調査基準価格等の算定方法

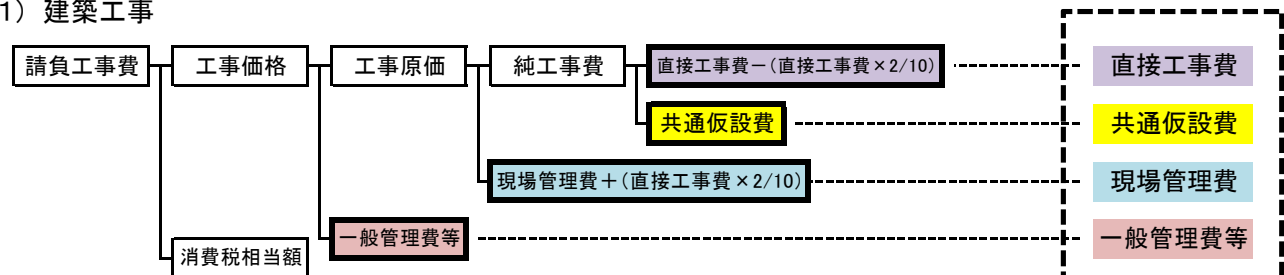
- ・ 静岡市建設工事低入札価格調査試行要領
- ・ 静岡市建設工事最低制限価格実施要綱

両規程における「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費等」とは、破線で囲んだ部分を指します。

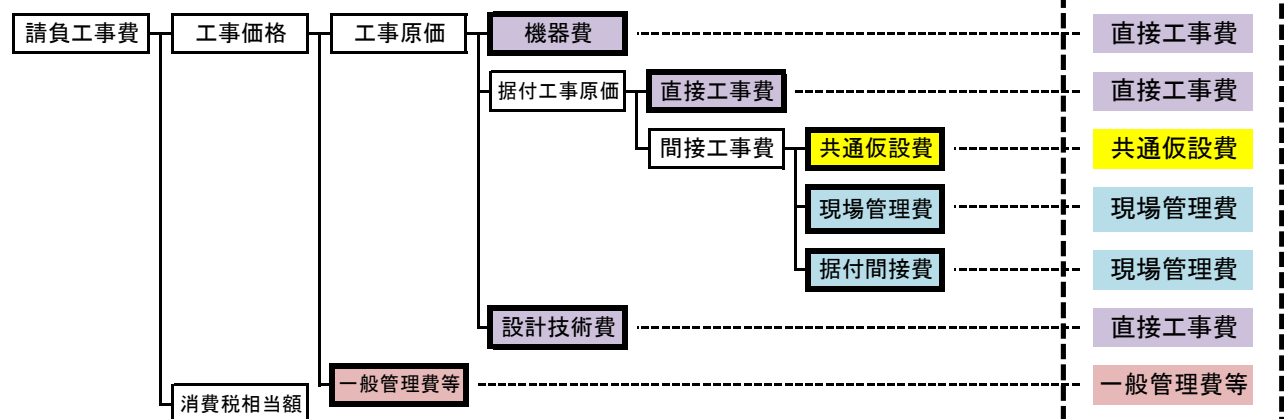
なお、特殊な工事等で分類が以下と異なる場合には、設計図書等において別に示します。

1 公共建築工事積算基準等による場合

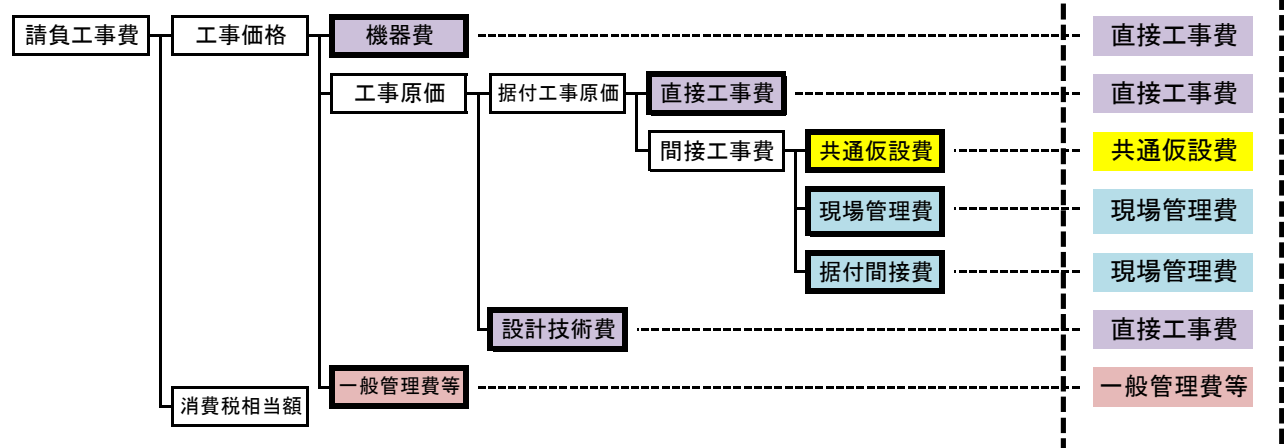
(1) 建築工事



(2) 機械設備工事

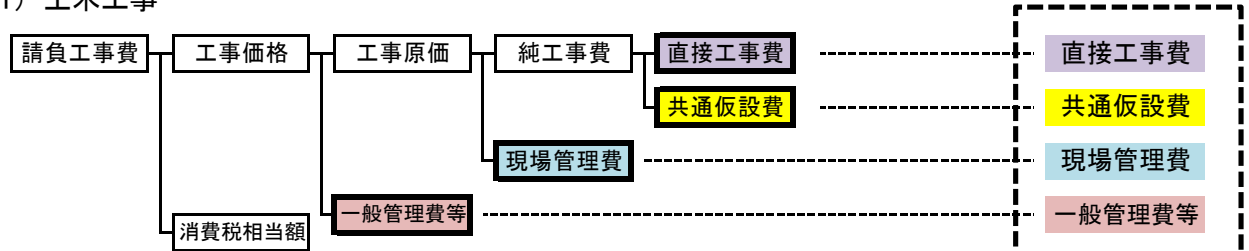


(3) 電気設備工事

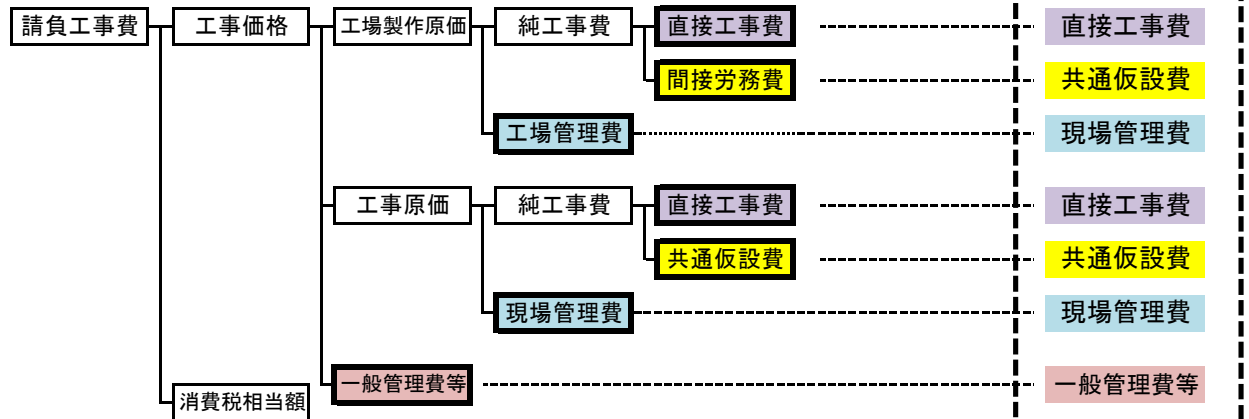


2 土木工事標準積算基準等による場合

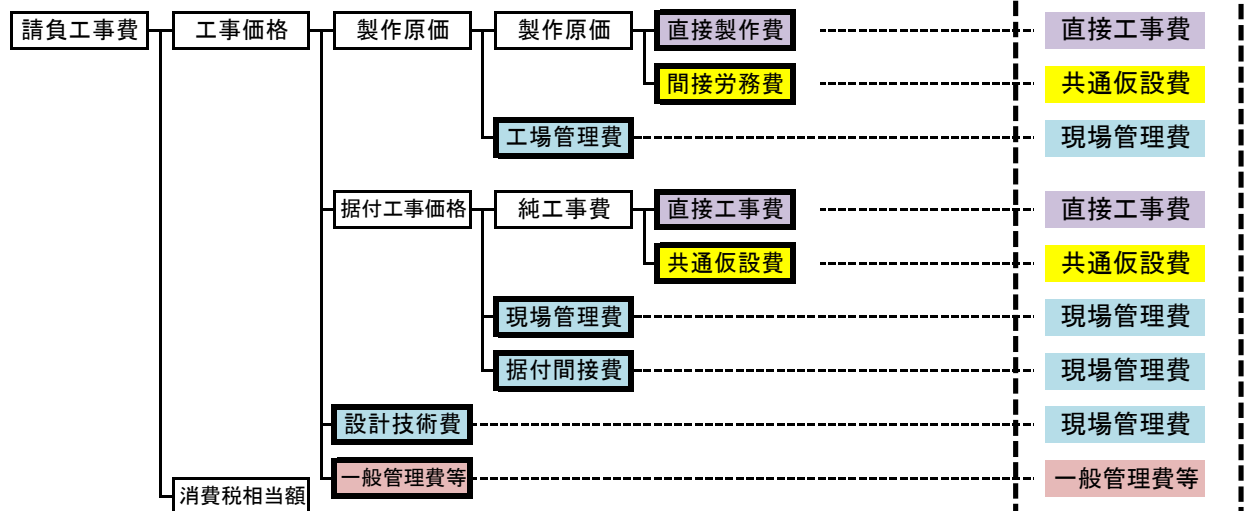
(1) 土木工事



(2) 土木(鋼橋製作工＋輸送)(鋼橋製作工＋輸送＋架設)



(3) 土木(機械製作工＋輸送＋据付)



(4) 土木(電気製作工＋輸送＋据付)

